

【 注射 】

５９０ ウリナスタチン（切迫早産等）の算定について

《令和７年６月３０日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するウリナスタチン（ミラクリッド注射液）の算定は、原則として認められない。

- (1) 切迫早産
- (2) 前期破水

○ 取扱いを作成した根拠等

ウリナスタチン（ミラクリッド注射液）は、蛋白分解酵素（トリプシン、 α -キモトリプシン、エラスターゼ等）の活性を阻害する。切迫早産や前期破水の発症には、顆粒球エラスターゼ活性が関係している見解がある。

しかし、その有効性のエビデンスは確立されておらず、また保険診療上、切迫早産、前期破水に対する本剤の適応はない。

以上のことから切迫早産、前期破水に対するウリナスタチン（ミラクリッド注射液）の算定は、原則として認められないと判断した。